

民生環境協議会協議事項

〔	日時	令和7年11月21日(金)	〕
		午前10時	
	場所	第三委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 指定管理者候補者の選定について（福祉公民館及び福祉体育館）
- 2 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 3 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 7 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 8 八戸市印鑑条例の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市自動車臨時運行許可申請のオンライン化について
- 10 指定ごみ袋の買入れについて

指定管理者候補者の選定について (福祉公民館及び福祉体育館)

八戸市福祉公民館及び八戸福祉体育館の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（福祉部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

八戸市福祉公民館及び八戸福祉体育館

2 指定管理者候補者

三八五交通株式会社 代表取締役 小笠原 修

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和7年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

191,174千円（市が提示した上限額 191,174千円）

（現在の指定管理料（5年間分）164,324千円）

※ 主な増額理由：人件費及び光熱水費等の上昇。

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定する。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和7年7月18日（金）

募集要項の公表

8月5日（火）

公募説明会・現地見学会

8月26日（火）～9月10日（水）

申請受付

9月25日（木）

指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体（内訳：株式会社（1））

(3) 選定結果

指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準（別紙1参照）に基づいて審査した結果、三八五交通株式会社が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙2参照）

八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館指定管理者候補者の選定基準

別紙1

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣 る	やや 劣 る	(現 行 水 準 を 確 保)	優 れ て い る	特 に 優 れ て い る
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
		施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令遵守含む)			法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。						
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組	30点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされる計画であるか。	20点	0～6	7～13	14	15～19	20
					設置条例に定める使用許可の基準、使用の制限等を理解しているか。						
					利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)						
					開館時間、料金設定等についての考え方は適切か。(提案を求める場合)						
					自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。						
		施設、設備等の維持管理の内容と水準		事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」	施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。						
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	25点	収支計画書	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	15点	0～5	6～11	12	13～14	15
					管理運営に要する経費の積算は適切か。						
					使用料収入の目標額は適切か。(利用料金制をとる場合は利用料金の見込額)						
		収支計画の実現性		収支計画書及び事業計画書全体	収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10

八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審 査 配 点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣 る	やや劣 る	(現 行水 準を 確保 点)	優 れて いる	特 に優 れて いる
④	管理を安定して行う 能力を有するもので あること	施設を安定的に管理運営 できる人的体制(職員数、 経験の有無)	30点	事業計画書「5 人員体制等」 (但し(4)を除く)及び「6 個 人情報の保護」	施設の運営体制は十分か。	15点	0～5	6～11	12	13～14	15
					施設管理に従事する者への指導、研修体制は整って いるか。						
					個人情報の保護に関する措置は適切か。						
		施設を安定的に管理運営 できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明す る書類	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていない か、黒字経営か)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。						
		類似施設の運営実績		事業計画書「5 人員体制等」 (4)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	5点	0～1	2	3	4	5
⑤	市の重要施策が推進 されるものであること	市内に本社・本部等が所 在	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障害者 雇用等についての計画が あるか		事業計画書「5 人員体制等」	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や 職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は 1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進 に有効な定期的計画があ るか		事業計画書「8 自由提案」の 記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関 する計画がある場合1点を付加。	1点					
		合計		100点							

八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館施設指定管理者候補者の選定評価表

別紙2

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （三八五交通株式会社）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	60点	46点	・施設の設置目的及び法令、管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（30点）	180点	141点	・ホームページの開設、SNSの活用等、施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。 ・利用者への安全確保のほか、利用者ご要望ボックスの設置、アンケート用紙の配置等により、施設利用者のニーズ・クレームを把握する体制が整備されている。 ・自主事業の計画が施設の設置目的を踏まえた効果的なものとなっている。
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（25点）	150点	122点	・管理運営に要する経費の積算及び、使用料収入の目標額は適切である。 ・収支計画と事業計画が整合し、かつ、実現可能な計画である。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		191,174	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（30点）	180点	150点	・施設を安定的に管理・運営できる財政的基盤が整っている。 ・当該施設の運営を熟知した経験者が今後も引き続き運営に携わることであり、管理運営に関する人的体制が整っている。
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	30点	30点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該施設における障がい者雇用計画がある。 ・協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画がある。
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	489点	

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするもの。

2 改正の内容

(1) 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が改正され、条例で引用している「治験」が、同法第2条第17項から第18項に繰下げられる。

(2) 施行期日

令和7年11月20日

3 処分年月日 令和7年11月4日

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

国の基準省令の一部改正に伴い、同省令に基づいて定めた条例の健康診断に係る規定の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業者が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、当該事業者がその結果を把握するときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするよう改正するもの。

3 施行期日

公布の日

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準省令の一部改正に伴い、当市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

① 母子生活支援施設の長等の任用要件に係る改正（改正する条例：(1)）

母子生活支援施設の長及び母子支援員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。

② 乳幼児に対する健康診断に係る改正（改正する条例：(1)、(2)）

母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするよう改正するもの。

③ 規定の整備（改正する条例：(1)、(2)）

児童福祉法「第 33 条の 10 各号」が「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改正されたことに伴い、八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等において引用している同法の条項ずれを改正するもの。

4 施行期日

- 3① 令和 8 年 3 月 1 日
- 3②③ 公布の日

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの。

2 改正の内容

（1） 概要

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例第13条で引用する児童福祉法「第33条の10各号」が「第33条の10第1項各号」になるため、条項ずれについて所要の整理を行うもの。

（2） 施行期日

公布の日から施行する。

3 処分年月日

令和7年11月10日

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したもの。

2 改正の概要

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例内で引用する関係法令の規定について条項ずれが生じたため、第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改めるもの。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

4 処分年月日

令和 7 年 9 月 24 日

八戸市印鑑条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

市庁本館 1 階及び八戸西郵便局にキオスク端末を設置し、コンビニエンスストア等に設置されている端末と同様に、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるサービスを開始する予定としている。

そこで、現行の八戸市印鑑条例では、印鑑登録証明書の交付対象を民間事業者が設置するキオスク端末に限定していることから、市が設置事業者となるキオスク端末においても印鑑登録証明書を交付できるよう、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

現行の八戸市印鑑条例では、キオスク端末による印鑑登録証明書の交付が民間事業者の設置端末に限定されているため、規定の整備を行う。

3 施行日

令和 8 年 2 月 2 日

八戸市自動車臨時運行許可申請のオンライン化について

1 概要

当該申請については、市民課窓口での申請としていたが、オンラインでの事前申請も可能とした。

2 利用方法

許可証等受取希望日の前日午後 3 時までに、パソコンやスマートフォンを活用し、はちのへスマート窓口のオンライン申請サービスから申請を行う。申請時には、車検証等の画像データの添付が必要となる。許可証等の受取は市民課窓口で、車検証等の原本を確認し、交付する。

3 利用開始日

令和 7 年 10 月 29 日（水）

4 周知方法

広報はちのへ 3 月号（2 月発行）、ホームページ、市民課窓口

5 自動車臨時運行許可件数

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
2,092	1,931	1,764	1,667	1,719	919

※令和 7 年度 9 月末現在

指定ごみ袋の買入れについて

ごみ減量施策の一環である、家庭ごみの有料収集制度を継続するために買い入れるもの。

また、ボランティア用については、個人や団体が行う公共の場所での清掃活動を支援するために買い入れるもの。

1 買入品名及び数量

品 名	数 量
家庭系可燃物用45リットル	4,836,000 枚
家庭系可燃物用30リットル	2,272,000 枚
家庭系可燃物用20リットル	1,056,000 枚
家庭系不燃物用45リットル	78,000 枚
家庭系不燃物用30リットル	96,000 枚
家庭系不燃物用20リットル	96,000 枚
ボランティア不燃物用20リットル	18,000 枚
計	8,452,000 枚

2 納品場所

市の指定する場所

3 納品期限

令和9年3月31日（分割納品）

4 買入金額

55,741,994 円

5 契約者

八戸市沼館1-15-9
三信包装株式会社

6 ごみ袋デザイン

「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」仕様

